

お客さまへ

高崎信用金庫

## ATMでのキャッシュカード振込ができなくなるお客さまの対象条件変更について

(還付金詐欺等の被害防止対策)

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、振り込み詐欺による犯罪が多発していることから、平成29年2月から当金庫ではATMでのキャッシュカード振込を一部制限させて頂く運用を開始いたしました。

今般、これまでの運用状況から検討し、制限させて頂く対象条件を下記のとおり変更させて頂きます。何卒、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. ATMでのキャッシュカード振込が制限となる条件変更について

ATMでのキャッシュカード振込ができなくなるお客さまの対象を以下のとおり変更させて頂きます。

変更前	変更後
70歳以上のお客さまで、当金庫のATMで過去2年間にキャッシュカードによる振込取引をされていない口座	<u>65歳以上のお客さまで、ATM(当金庫以外を含む)で過去2年間にキャッシュカードによる振込取引をされていない口座</u>

注) 平成30年9月までに「当金庫のATMで過去2年間振込取引のない口座」の条件にて振込限度額を「0円」とさせて頂いたお客さまの口座については、そのままの設定とさせて頂きます。

#### 2. 対象条件変更開始予定日

平成30年10月22日より

注) 9月末日時点で上記1. の変更後条件に該当する口座に振込制限を設定させて頂きます。なお、処理状況により振込制限の設定は数日遅れる場合があります。

#### 3. 振込制限となったお客さまがキャッシュカードによる振込を希望される場合

平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申込みください。本人確認の上、振込を可能とさせて頂きます。

ただし、再度、2年以上キャッシュカードによる振込取引をされなかった場合は、ご利用ができなくなりますのでご注意ください。

以上